業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務(以下「業務」という。)

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

3 事業実施目的

本県市町村国保の特定健康診査受診率の現状に鑑み、効果的な受診勧奨施策を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ることで、市町村国保加入者の健康増進に資することを目的とする。

4 業務内容

次のとおりとする。

なお、(1)~(4)及び(6)の業務は希望予定市町村(16 市町村:鳥取市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町)において実施し、(5)及び(6)の業務は県において実施すること。なお、参加市町村数については、変更になる場合がある。

また、詳細な対象者抽出条件や通知物の企画(仕様)については、受託者が各市町村と十分に協議のうえ決定することとし、業務に必要なデータ等については、各市町村間と授受を行うこと。

(1) データ分析による特定健康診査受診勧奨に効果的な勧奨対象者の抽出・選定

受託者は、各市町村とデータ授受に関する事項や個人情報の取扱いに関する調整、対象者選定に 係る条件等の協議を行ったうえでデータ処理及び分析を行い、特定健康診査受診勧奨に効果的な勧 奨対象者の抽出・選定、対象者特性のグループ分け等を行う。

(2) 勧奨対象者への通知物の作成

受託者は、各市町村と発送時期や通知物校正等に係る協議を行い、(1)で抽出・選定した勧奨対象者へ通知による受診勧奨を行う。なお、通知物は(1)で分析した対象者の特性に応じた送り方や、適した発送時期の設定など、効率的かつ効果的な受診勧奨となるよう努めること。

(3) 研修会の実施

受託者は、市町村に対して特定健診受診率向上に関する取組みについて研修会を実施する。研修会の内容については、厚生労働省「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」に基づき、特定健診全体の取り組みを「受診を促す工夫」と「受診を妨げている要素」に整理し、勧奨手法だけでなく、健診環境全体を見直していくものとする。内容の詳細については市町村の状況を踏まえたうえで、県と協議し決定することとする。また、実施に当たっては、経験と知識、専門性を有する者が行うこととする。

(4) 事業の効果検証

受託者は、本事業の成果・効果の検証を行い、市町村ごとに報告書を作成のうえ、県及び市町村へ報告すること。また、報告時には効果検証結果を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策を提案すること。

(5) 受診率向上に向けたメディアプロモーション用コンテンツの制作

受託者は、ナッジ理論を活用した健診未受診者の特定健診に対する認知・関心の醸成が可能な動画を制作すること。

ア制作仕様及び納品形式

- ・映像等種別 TVCM:15 秒以上
- ・納品形式 XDカム1個
- イ 制作に関する事項
 - ・令和7年6月末までにコンテンツの内容について絵コンテ等で県に対し提示すること。
 - ・コンテンツに、シンボルとなるロゴ及びサウンドロゴを入れ込むこと。
 - ・令和7年12月末までに、コンテンツと連動した通知物を開発すること。
 - ・委託期間内に動画(TVCM)を成果品として提出すること。
- (6) メディアプロモーションを活用した保健事業に関する企画提案及び市町村との協働・連携に関する 会議への支援

受託者は、県又は各市町村が実施する保健事業に(5)で作成するメディアプロモーション用コンテンツを有効に活用するための企画提案等を委託者の承認のもと実施すること。

・受託者は、県及び各市町村が実施する特定健診の受診率向上のための取り組みやその他の保健事業等に(5)で作成するコンテンツを効果的に活用するための企画提案等を行うこと。

なお、この企画提案等を行うに際しては、県又は各市町村の現状・課題・意向等を十分踏まえて 行うこと。

- ・県が開催する事業実施説明会やメディアプロモーション用コンテンツを活用した市町村との協 働・連携に関する会議においてデータ提供や資料作成などの支援を行うこと。
 - なお、会議の開催は次のものを想定している。
 - ①事業実施説明会(メディアプロモーションの戦略に関する説明会) 年1回
 - ②県・市町村の協働・連携に関する会議(メディアプロモーションを活用した効果的な受診勧奨 等に関する市町村との意見交換 年2回程度

5 留意事項

- (1) 業務実施に当たり必要となる備品
 - ア 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
 - イ 業務により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに業務により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、平成 20 年厚生労働省告示第 384 号補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める期間を経過するまで、県の承認を受けないで業務の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - ウ 県の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を 県に納付させることがある。
 - エ 業務により取得し、又は効用の増加した財産については、業務完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 委託料は、精算払とする。
- (3) 令和 7 年度国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)に係る交付要綱および 交付要領に合致すること。

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
 - ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - イ 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 県は、(2) の承認をするときは、条件を付すことができる。

7 権利関係

- (1) 業務による出版権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権等について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 制作物に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて県に帰属することとし、制作物の作成に当たっては、他の者が所有する著作権の使用についてその者の承諾を得ていること。
 - ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 業務は個人情報を取り扱うため、受託者は一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、若しくは同等の第三者評価を受けた法人であること。(申請中又は法人認定ではない資格(個人が有する個人情報保護士)は対象外とする。)
- (4) セキュリティ体制

ア 作業場の分割

業務に係るデータを保管するサーバーの設置場所と通知物の作成場所を分けて行うこと。

イ データ保管場所の施錠

受領したデータは保管庫に入れて施錠し、データを格納しているサーバーを施錠できる作業場所に 設置すること。

ウ入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証等による入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。

エ データ持ち出しの禁止

- (ア) 作業場への私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を実施することとし、 作業に使用する端末は、インターネット回線等の外部回線とは接続しないこと。
- (イ) 作業に使用する端末を保守点検する際にも個人情報の取扱いについては、最新の注意を払うこと。
- (5) 受注者は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、県に報告しなければならない。
- (6) 受託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受託者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに県に対し報告し、その指示に従わなければならない。
- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに 係る特記事項」を遵守しなければならない。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、業務を完了したときは、完了後10日以内又は令和8年3月25日のいずれか早い日までに県に業務完了報告書(任意様式)を提出し、県の検査を受けるものとする。

11 専属的合意管轄裁判所

業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条に定めるとおりとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項について、県と受託者が協議して定めるものとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

- 第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (目的外保有・利用の禁止)
- 第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用 してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ 甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項 の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

- 第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。
- 2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら 収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ 甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該 個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

- 第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲に報告しなければならない。
- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該 事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

- 第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。 (定期的報告)
- 第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。
- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受け なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。 (監査)
- 第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示を することができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定 の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとす る。

(死者情報の取扱い)

- 第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。
 - (注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、 別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守する に当たっては、次の仕様のとおりとしなければならない。

1 基本的事項(特記事項第1条関係)

甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個 人情報の適正な取扱いについて次表のとおり教示する。

(1) 甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。

〔個人情報の保護に関する法律第66条第2項〕

(2) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務 対応ガイド(行政機関等向け)」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理の ための措置に関する指針」に準ずること。

[個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide]

(3) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報取扱事業者等に係るガイドライン)」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(2)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。

〔個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/news/〕

2 第三者への提供の承諾(特記事項第4条関係)

特記事項第4条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号(甲の電子決裁等システム (鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号)第2条第1項第9号に規定す る電子決裁等システムをいう。)を利用して取得した番号をいう。以下同じ。)を付した書面 又は電磁的記録で行うものとする。

3 再委託等の承諾(特記事項第5条関係)

特記事項第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

- 4 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定(特記事項第6条関係) 特記事項第6条第1項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - (1) 方法
 - ア 個人情報の記録媒体が用紙である場合 手交又は郵送
 - イ 個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合
 - (ア) 当該電磁的記録を有形物(光ディスク)に収録する場合 手交又は郵送
 - (イ) 当該電磁的記録を無形物 (ファイル) のままとする場合 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシ ステム等の利用
 - (2) 日時

甲乙間において、事前に協議して定める。

(3) 場所

甲の事務所又は後記7(1)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

5 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録(特記事項第6条関係)

- (1) 特記事項第6条第2項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ア 引渡者たる甲の名称等
 - イ 受領者たる乙の名称又は氏名
 - ウ この契約又は業務の名称
 - エ 乙が引渡しを受けた個人情報の名称等
 - オ 乙が引渡しを受けた日時及び場所
- (2) 特記事項第6条第2項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (イ) 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付 乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- イ 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- 6 複製・複写の承諾(特記事項第7条関係)

特記事項第7条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録 で行うものとする。

- 7 乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置(特記事項第8条関係)
 - (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により、乙は、業務において利用する 個人情報を取り扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい 等の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理 措置」という。)を講じなければならないところであり、特記事項第8条においてもこの 旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- ① 乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制 (個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。)を構築し、その体制 を維持しなければならない。
- ② 乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者(以下「責任者」という。)を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
- ③ 前記5及び後記8について遵守する。
- ④ 乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- ⑤ 乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。
- ⑥ 乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- ⑦ 乙は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のイ

- ンターネットの利用等により外部に送付する場合は、その方法(以下「送付方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- ⑧ 乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアから工までに掲げる事項を遵守させなければならない。
 - ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。 郵便にあっては、郵便追跡サービスを付加するもの(特殊郵便)を用いること。ただし、乙において、差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出した場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限りでない。
 - エ 上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記 ウについて責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- ⑨ 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等(外部記録媒体を含む。以下同じ。)以外のパソコン等を使用してはならない。
- ⑩ 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。 なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度(ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等)の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。
- ① 乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアから エまでに掲げるとおり管理しなければならない。
 - ア 当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - イ 当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれ と同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - ウ 当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - エ 当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- (2) 乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府(個人情報保護委員会ウェブサイト等)において公表されているので、乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。
- (3) 乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の 取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。こ の限りにおいて、甲は、甲における情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない 範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。
- 8 従事者等の研修(特記事項第8条の2関係)
 - (1) 特記事項第8条の2第1項の研修は、従事者(責任者を含む。)に業務において利用する個人情報等の取扱いを開始させる前に少なくとも1回は行わなければならない。
 - (2) 特記事項第8条の2第1項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める

研修を実施する場合には、この限りでない。

① 政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴 令和2年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要につい て、用語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するも の。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html)

② 政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴 個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について 具体的な手法を例示しながら紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html)

③ 政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご 紹介」の視聴

個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定すること や安全管理措置として具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、 これらの規律等の説明に加え、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立 ちツールお役立ちツール(自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等)につい て紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html)

④ 政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴 令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそ れがある場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。

[URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html] 個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie

- (3) 特記事項第8条の2第2項の研修についても、前記(1)及び(2)と同様とする。
- 9 事故発生時における報告(特記事項第9条関係)
 - (1) 特記事項第9条第1項に規定する報告は、次のとおりとする。
 - アー先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、 数量、発生場所、発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ 速報

甲の指定する日時(当該事故の発覚の日から起算して最長3日以内を原則とする。)までに次に掲げる記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

(ア) 記入様式

政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資

料

(URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report)

(イ) 備考

鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、 宛先については甲と書き改めること。

ウ確報

甲の指定する日時(当該事故の発覚の日から起算して最長3週間以内を原則とする。) までに前記イと同様の方法により甲に提出しなければならない。

- 10 業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し(特記事項第10条関係)
 - (1) 甲は、特記事項第10条第1項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は

電磁的記録を乙に交付しなければならない。

- ア 返還者又は引渡者たる乙の名称等
- イ 受領者たる甲の名称等
- ウ この契約又は業務の名称
- エ 甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等
- オ 甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所
- (2) 前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (イ) 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付 甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- イ 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入 甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- (3) 当該返還又は引渡しと引換えに第1号に規定する書面又は電磁歴記録の交付を要さなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前2号と同様とする。
- 11 業務等終了時の個人情報の廃棄(特記事項第10条関係)
 - (1) 特記事項第10条第2項に規定する指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合において、電磁的記録による指示は、前記10(2)の例によるものとする。
 - (2) 特記事項第10条第4項に規定する報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的記録)を甲に提出することをもって行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日)を当該証明書に記載すれば足りる。
 - (3) 前号の証明書の提出については、前記4の例によるものとする。
- 12 定期的報告(特記事項第11条関係)

特記事項第11条第1項に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

- (1) 開始時報告
 - ア対象

この特記仕様書の交付があった場合全て

イ 時期

次に掲げるその都度とする。

- (ア) この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの開始の日のいずれか早い日から1月以内
- (イ) この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が 1年以上である場合には、毎年4月中(末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで)
- ウ内容

乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時(前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日)における前記7に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

(2) 中間報告

ア対象

この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

イ 時期

甲が別に指定するところにより、毎年8月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

ウ内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る 自己点検を行い、甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

13 死者情報の取扱い(特記事項第15条関係)

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、 第2項から前項までと同様である。

(注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。

別添様式「安全管理措置に係る報告兼届出書」

調査項目	内 容		
1 受託者の名称等			
	□ 鳥取県競争入札参加資格者		
	□ 鳥取県出資法人(出資比率:□ 全部 □ 2分の1以上 □ 4分の1以上 □ 4分の1未満)		
	□ 個人事業主 □ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの		
	□ その他()	
2 業務に係る作業所属の名称			
3 業務に係る責任者の役職の名称			
4 業務に係る緊急連絡先	① 電話番号		
	② 電子メールアドレス		
5 業務に係る従事者(責任者を含む。)の人数			
6 個人情報保護関連資格等の有無	□ プライバシーマーク(Pマーク) □ ISMS	,	
	□ その他の資格 ()	
	□ 個人情報保護関係の損害保険に加入		
7 個人情報保護に関する社内規程等の有無	□ 個人情報の利用、保存、廃棄等に関する管理規程、手順書、手引書等		
	□ 個人情報の漏えい、紛失、滅失、盗難等に係る事故発生時の対応規程、手順書、手引書等		
	□ 個人情報保護についての従業員との雇用契約、誓約書等への明記	`	
	□ その他の規程()	
	□ 規程なし		
8 個人情報保護に関する研修の実施	□ 次に掲げる頻度において		
	□ □ 業務において利用する個人情報の取扱い開始前に		
	□ 年 回(直近の実施年月日: 年 月) 各責任者及び従事者において次のとおり実施済み		
	□ 特記は稼音の(2)①から色までに掲げる研修動画の税職 □ 次に掲げる研修又は教育		
	□ 次に拘りる伽修文は教育)	
	□ その他()	
9 個人情報保護に係る内部点検・検査・監査の方			
3 個人自私休後に休る内部点機・機宜・温重の力 法等			
10 業務において利用する個人情報を取り扱う作業場所	近等の管理体制		
	- 受託者が、鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です。	。ただし、	
作業を鳥取県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(3)中「電磁的媒体」の項、(5)、(6)及び(7)に限り記入してくだ			
さい。		•	
(1) 作業場所の所在地 〒			

(2) 作業場所の入退室管理	① 作業場所の入室可能人数
	□ 上記5の従事者(責任者を含む。)のみ
	□ 従事者以外の入室可(□ 上記外 名 □ その他())
	② 入退室者の氏名及び時刻の記録
	□ なし(施錠のみ、身分証の提示のみ等)
	□ あり □ 用紙への記入 □ ICカード等によりID等をシステムに記録
	□ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録
	□ その他()
	□ その他(
(3) 個人情報の保管場所	① 紙媒体 (用紙)
	□ 鍵付き書庫 □ 耐火金庫 □ 専用の保管室 □ 取扱いなし
	□ その他()
	②電磁的媒体
	□ 鍵付き書庫 □ 耐火金庫 □ 専用の保管室 □ 取扱いなし
(4) 作業場所の防災体制	□ 常時監視 □ 巡回監視 □ 耐火構造 □ 免震・制震構造
	□ その他(
(5) 個人情報の運搬方法	① 紙媒体(用紙)
()	□ 運搬を禁止し、又は行わない
	□ その他()
	②電磁的媒体
	□ 運搬を禁止し、又は行わない
	□ その他()
(6) 個人情報の送付方法	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(0)個人情報の送付力伝	
(7) 個人陸和の京本大社	□ その他()) (Tight) (Tight)) (Tight) (Tight
(7) 個人情報の廃棄方法	① 紙媒体(用紙)
	□ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い
	時に、速やかに裁断処理し、証明書を作成し、委託者に提出します。
	□その他(
	② 電磁的媒体
	□ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い □
	時に、速やかに、委託者立会いの元、復元不可能な方法により削除し、CD-R等の外部記録媒体は物理的破壊を行った上で廃棄
	します。委託者の立会いがない場合には、証明書を提出します。
	□ その他(
(8) 作業場所外で作業を行う	□ 該当なし(行うことがないため。)
場合の個人情報保護対策	□ 該当あり(行うことがあるため。)
	· _ · _ ·
11 業務において利用する個人情報	の電算処理における保護対策

(注1) 紙媒体(用紙) のみ取り扱う業務を行う場合には記入不要です。

(注2)鳥取県所有のパソコン、タブレット等	Fの電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です	
(1) 業務において利用する個人情報に係る		
連絡のために用いる電子メールアドレス		
(0) 15-46-25-46-11	□ 四ウレブンフ () 1 (推世司外) 町 ム ヴュカト … ヴ (推世ア司) 町 ム	
(2) 作業を行う機器	□ 限定している(ノート(携帯可能)型 台、デスクトップ(携帯不可)型 台) □ 限定していない	
(3) 外部との接続	□ 作業機器は外部と接続していない	
(3) グドロリングの対象がに	□ 作業機器は外部と接続している	
		,
	通信の暗号化:□ している □ していない	
(4) アクセス制限	□ I D・パスワード付与によるアクセス制限を実施している	
	IDの設定方法()
	パスワードの設定方法()
	□ⅠD・パスワード付与によるアクセス制限を実施していない	
(5) 不正アクセスを検知するシステムの有無	□ あり(検知システムの概要:)
	ロなし	<u></u>
(6) マルウェアを検知するシステムの有無	□ あり(検知システムの概要:)
	口なし	
(7) OS・ソフトウェアの更新	□ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている	`
(8) アクセスログ	□ その他(□ アクセスログを保存している(保存期間:))
(8) 70220	□ アクセスログを保存している(保存期间・	
(9) 停電時のデータ消去防止対策	□ 無停電電源装置 □ 電源の二重化	
(3) 停电時の) グ伯ム防止対象	□ 無停电电源表直 □ 电源の一里化 □ その他()
	□なし	′
(10) 外国における個人情報の取扱いの有無	□あり	
(10)) [10] [□ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いはない	`
	□ 外国のサーバ上で個人情報が保存されており、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いがある。	
	① 個人情報の取扱いがある外国の名称	
	② 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	
	□ なし	
(11) その他の対策		
	1	